

# 大宮町2丁目地区防災計画



《 第 1 版 》

大宮町2丁目自治会

令和3年3月作成

## はじめに

大宮町2丁目自治会では、南海トラフ地震（東海地震）に備えて消火訓練、救護訓練や避難訓練など、様々な場面に応じた個別な防災訓練を行ってまいりました。自治会員の皆様には、これらの訓練を重ねてきたことで、発災時には速やかな対応ができるものと考えております。

ところで、ある年の一時避難地への集合訓練の時にこんな話がありました。「地震の時に一時避難地に集合することは分かるけれども、私たちはこの後どう行動したらいいの」というものです。これまで自治会では、火災が起きたら消火を、けが人がいたら救護をできるような訓練を行ってきました。しかし、実際に地震が発生した直後から落ち着いた避難生活ができるまでの流れを具体的に想像するようなことはほとんどなかったと思います。

そこで、令和2年度に地区防災計画検討委員会を設置し、自主防災組織の体制や災害発生時の行動などの検討を進め、自治会員の皆様の行動指針とするよう「大宮町2丁目地区防災計画を」取りまとめました。これにより皆様の落ち着いた行動と安心した生活ができるよう、共助による自発的な防災活動の推進を期待するものであります。

なお、計画策定にあたりご協力をいただきました地区防災計画検討委員会委員の皆様には、心より感謝と敬意を表します。

令和3年3月

大宮町2丁目自治会長 河野 稔



### 【改定履歴】

版	改訂日	主な改定内容
初版	令和3年3月31日	—

## 目 次

はじめに .....	2
本文	
<b>第1章 基本的な考え方 .....</b>	<b>5</b>
1 地域として大事にしたいこと .....	5
2 計画の位置づけ .....	6
<b>第2章 地区の特性 .....</b>	<b>7</b>
1 地区の特性 .....	7
2 想定される災害及び被害 .....	8
3 共有しておきたい地域の情報 .....	10
<b>第3章 自主防災組織の体制 .....</b>	<b>11</b>
1 大宮町2丁目自主防災会の体制 .....	11
2 各班における災害時・平常時の役割 .....	12
3 自主防災本部 .....	13
4 地震発生時の時系列での各班の行動 .....	14
<b>第4章 災害発生時の行動 .....</b>	<b>15</b>
1 地震発生時の行動 .....	15
2 自主防災会の行動 .....	16
3 風水害時の行動 .....	26
4 各避難所運営本部と自主防災本部の連携 .....	29
5 医療救護の方法 .....	30
別表 救護所救護医院等一覧 .....	32
6 避難所の運営 .....	33
<b>第5章 平常時の取り組み .....</b>	<b>34</b>
1 防災訓練・研修 .....	34
2 各家庭に対する啓発 .....	35
3 平常時の自主防災会の活動 .....	36
<b>第6章 活動計画 .....</b>	<b>38</b>

## 目 次

### 資料編

<b>資料 1 避難場所や危険箇所</b> .....	<b>39</b>
1 町内の一時避難地 .....	39
2 三島市防災マップ（一時避難地と避難経路） .....	40
3 三島市洪水ハザードマップ（浸水等危険箇所） .....	41
<b>資料 2 防災資機材と備蓄食料</b> .....	<b>42</b>
1 防災資機材 .....	42
2 消火器 .....	44
3 備蓄食料 .....	45
<b>資料 3 災害情報の収集方法や連絡先</b> .....	<b>46</b>
1 最寄りの避難所等の情報収集 .....	46
2 気象情報の収集 .....	46
3 市が発信する避難情報等の情報収集 .....	46
4 緊急時の連絡先 .....	48
<b>資料 4 風水害の基本的な知識</b> .....	<b>49</b>
1 避難情報の種類 .....	49
2 警戒レベルととるべき行動（タイムライン） .....	49
<b>資料 5 地震（震度階級）</b> .....	<b>50</b>
1 地震（震度階級） .....	50
<b>資料 6 災害時の備え</b> .....	<b>51</b>
1 備蓄品・非常持ち出し品 .....	51
2 災害時のトイレ対策 .....	51
3 避難行動要支援者 .....	51

# 第1章 基本的な考え方

## 1 地域として大事にしたいこと

大宮町2丁目では、自治会やその関連活動を通じて地域コミュニティの醸成・活性化のため、高齢者が楽しく生きがいを感じられる場の提供、子供会などの子育て活動支援、住民参加のお祭りやイベント開催などの活動を行ってきた。地域コミュニティは、多様な地域住民が互いを尊重し安心して暮らせる町づくりにつながり、さらにはいざというときに互いに助け合う、共生の場作りにつながるものであり、今後も大切にしていきたいと思います。

一方、震災や風水害などの自然災害は、時として生活環境を一変させ、さらには人命や財産をも奪っていくことがある。このような自然災害に対するには個々の力では不十分であり、このような時こそ地域コミュニティを基盤とした、集団の力の発揮が望まれます。また自治体等による災害に対する公助活動においても、自助や共助活動が行われることを前提としている面もあります。

そこで、災害発生に備え、自助、共助の考えに基づき、災害から大宮町2丁目住民の生命、身体、財産を守り、被害をできる限り少なくすようための、住民一体となった防災活動を行うことが重要です。

### 自助：自分や家族の命は自らが守る

- 住居／家具等の耐震補強、漏電対策等の家の中の安全対策強化、消火器等の防災用品準備
- 防災訓練への参加等による、自身及び家族の身を守る知識、スキルの習得
- ライフライン停止に備えた、家庭内の食糧、飲料水、簡易トイレの備蓄（各7日分目安）
- 家族、親族を交えた安否確認方法の相談（災害用伝言ダイヤル、災害伝言板など）
- 地震発生時の身の安全確保行動、風水害時の避難行動

### 共助：隣近所、町内住民同士の助け合い

- 隣近所（一時避難グループ）、組内の助け合い 安否確認／初期消火／一時避難／避難生活
  - 自主防災組織活動
    - ・町内全体の被災状況把握
    - ・初期消火／救助・救護／要支援者の避難支援、などの活動
    - ・外部情報（広域被災状況、行政情報、他）収集
    - ・公助による給水、給食、等の自宅生活住民への配分
    - ・平常時における防災知識／スキル普及（防災訓練、講習会参加、）
- 共助は災害時大きな力を発揮

公助：行政による救助、救護、生活支援、復興活動

○行政等による活動

- ・ 消防による消火、救助、救護活動

→但し、大震災後しばらくは公助は期待できない

- ・ 避難所の開設（指定避難所、福祉避難所）
- ・ 避難生活に必要な物資配給（水、食料、医薬品、他）
- ・ 地域復興（生活インフラ整備、倒壊家屋等の除去や交通インフラなどの整備）

※「公助」は必要不可欠だが、広域災害の場合は災害発生から公助活動が始まるまでに時間（日にち）が掛かる場合があるので、その間の自助、共助が重要となる。

## 2 計画の位置づけ

(1) 作成主体

大宮町2丁目自治会

(2) 対象地区の範囲

この計画の範囲は「三島市大宮町2丁目」とします。

(3) 計画の目的

本計画書は地震や風水害等の大規模災害の発生に備え、地域住民の生命、身体、財産に関する被害の防止や軽減のため、住民による、自らや家族を守るための自助、及び隣近所同志や自治会組織による共助を軸にした地区防災活動を、より効果的に組み立て、実行できるようにすることを目的としています。

(4) 計画の目標

上で述べた目的実現のため以下の項目を目標としています。

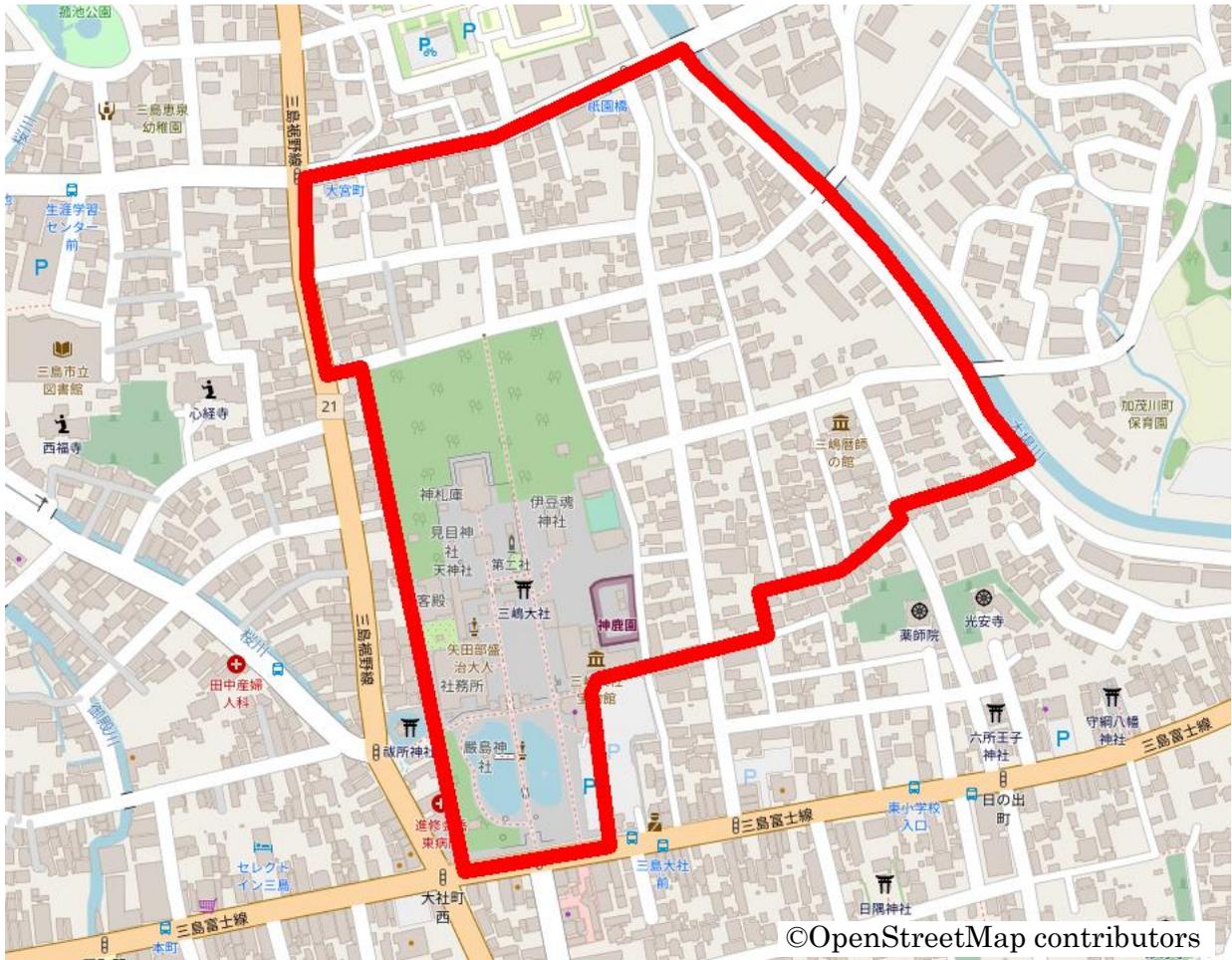
- ①住民自身の自助行動に必要な知識／スキルの向上
- ②隣近所や組、避難グループによる共助（活動避難、救出、救助、初期消火）対応力の向上
- ③自治会防災組織による防災活動を体系化し、その有効性を高める

# 第2章 地区の特性

## 1 地区の特性

### (1) ロケーションや自然特性

- ・旧市街の東部に位置し、区域の東側には大場川が、南西には三嶋大社を擁した住宅地となっています。
- ・面積は約15haで、そのほとんどが概ね標高23～25mの平地にあります。



### (2) 人口・世帯数

令和2年12月31日現在

世帯数	人口	男	女
432世帯	834人	431人	403人

## 2 想定される災害及び被害

### (1) 想定される大規模災害と被害（三島市ハザードマップより）

三島市ハザードマップでは、当地区で想定される大規模災害と被害予測は次のとおりとされています。

災害種類	予想被害
地震	最大震度6強（相模トラフ）、6弱（南海トラフ） 家屋倒壊率10～15% 大場川沿い地域の液状化
洪水	大場川沿い地域：浸水深さ3～5m
噴火	—

※静岡県に想定される巨大地震として

南海トラフ： 南海トラフ巨大地震・東側ケースの地震

相模トラフ： 元禄型関東地震相当の地震について示しています。

### (2) 巨大地震により三島市全体で発生する被害予想

三島市自主防災活動マニュアル令和2年5月版「静岡県第4次地震被害想定（三島市分抜粋）の概要」には次のように示されています。

#### ①建物被害

・全壊／焼失棟数

	揺れによる	液状化による	火災
南海トラフ	約200	約100	約10
相模トラフ	約1400	約100	約1200

・半壊棟数

	揺れによる	液状化による	
南海トラフ	約1800	約500	
相模トラフ	約4700	約500	

#### ②人的被害

・死者数

	家屋倒壊	家具等の転倒、移動など	その他
南海トラフ	—	—	—
相模トラフ	10	—	—

・重傷者数

	家屋倒壊	家具等の転倒、移動など	その他
南海トラフ	50	10	—
相模トラフ	180	20	—

・ 軽傷者数

	家屋倒壊	家具等の転倒、移動など	その他
南海トラフ	250	50	—
相模トラフ	700	100	—

③ライフラインの被害（南海トラフの場合のみ示しています。）

・ 上水道断水率（％）

	直後	1日後	1週間後	1か月後
南海トラフ	97	96	52	0

・ 下水道機能支障率（％）

	直後	1日後	1週間後	1か月後
南海トラフ	3	3	0	0

・ 停電率（％）

	直後	1日後	4日後	1週間後
南海トラフ	89	78	0	0

・ 固定電話不通回線率（％）

	直後	1日後	1週間後	1か月後
南海トラフ	89	78	0	0

・ 携帯電話不通回線率（％）

	直後	1日後	4日後	1週間後
南海トラフ	0	78	0	0

### 3 共有しておきたい地域の情報

災害に関わる当地区の特徴を以下に記載します。

#### (1) 地域の資源

- ①大宮町2丁目公民館： 災害発生時に自主防災本部、指定緊急避難場所となります。
- ②東小学校： 震災時は指定避難所、風水害時は指定緊急避難所となります。
- ③一時避難地： 地震発生時に身の安全を確保するため最初に集合する場所が20カ所あります（資料編参照）。



大宮町2丁目公民館・自主防災倉庫



東小学校（学校HPから）

#### (2) 危険な箇所

- ①大場川の河岸付近には、三島市防災マップに急傾斜地崩壊予想箇所とされる区域や三島市洪水ハザードマップに浸水または河岸浸食の恐れがある区域が標されています（資料編参照）。

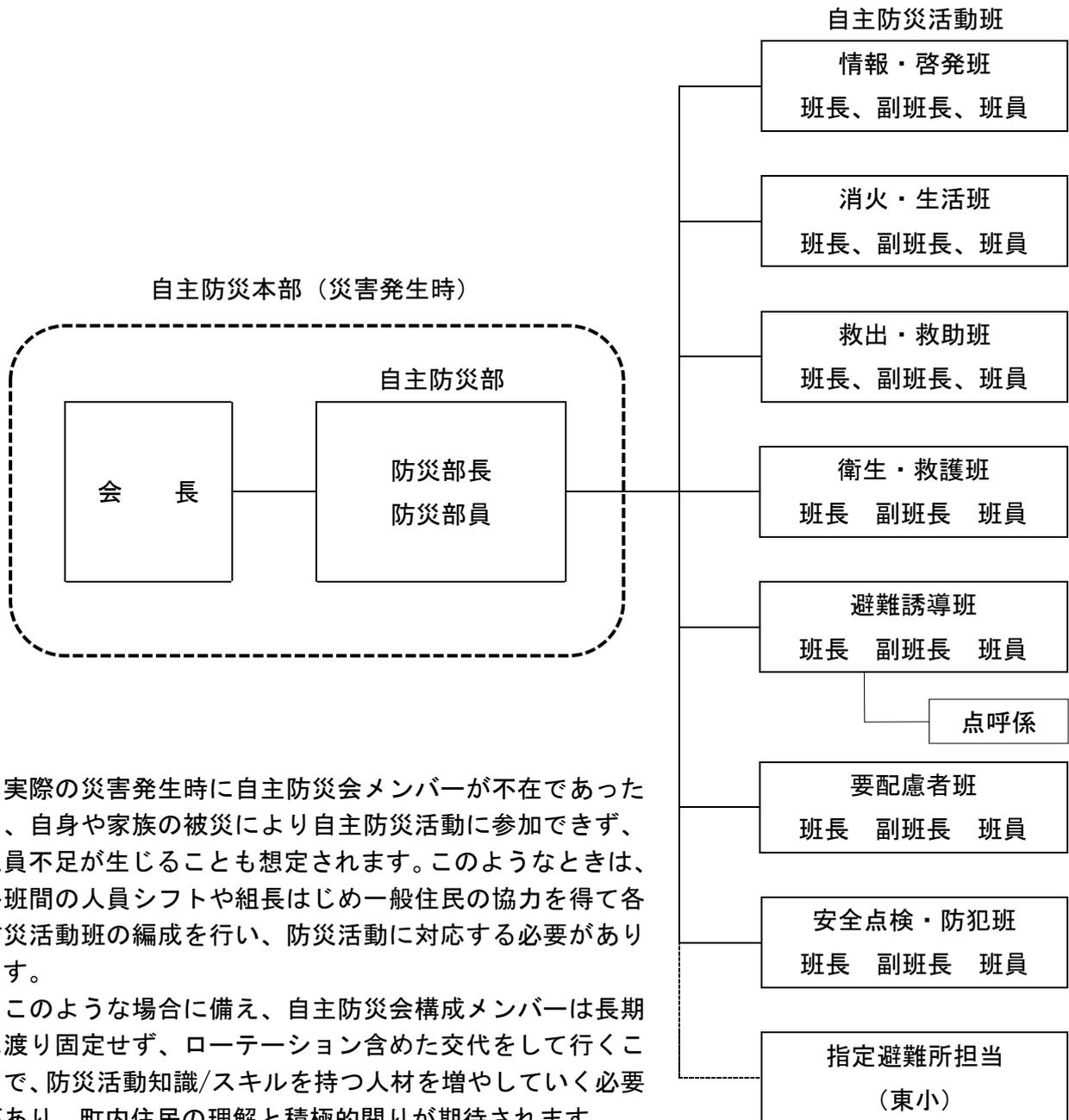


# 第3章 自主防災組織の体制

## 1 大宮町2丁目自主防災会の体制

大宮町2丁目自主防災会（以下「自主防災会」と称す。）組織は、基本的に自治会会長と副会長・自主防災部・自主防災活動班よりなる組織体制であり、下図のような構成となる。

※自主防災会の具体的メンバーについては「自治会役員名簿」を参照。



実際の災害発生時に自主防災会メンバーが不在であったり、自身や家族の被災により自主防災活動に参加できず、人員不足が生じることも想定されます。このようなときは、各班間の人員シフトや組長はじめ一般住民の協力を得て各防災活動班の編成を行い、防災活動に対応する必要があります。

このような場合に備え、自主防災会構成メンバーは長期に渡り固定せず、ローテーション含めた交代をして行くことで、防災活動知識/スキルを持つ人材を増やしていく必要があります。町内住民の理解と積極的関りが期待されます。

## 2 各班における災害時・平常時の役割

班 名	災害時	平常時
会 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災活動の指揮／運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本組織の代表としての各班の活動の総括</li> </ul>
自 主 防 災 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長の補佐、各班の統括</li> <li>・ 自主防災本部の設置</li> <li>・ 避難行動要支援者名簿、世帯台帳、人材台帳の用意</li> <li>・ 指定避難所担当を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練の企画</li> <li>・ 地域の自主防災地図の作成</li> <li>・ 自主防災会編成表の作成</li> <li>・ 世帯台帳・人材台帳の作成</li> <li>・ 防災資機材の整備計画の作成</li> </ul>
情報・啓発班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の被害状況の把握・伝達</li> <li>・ 市災害対策本部からの情報伝達</li> <li>・ デマ防止</li> <li>・ 避難所運営本部との連絡調整</li> <li>・ 他自主防災会との連絡調整、連携</li> <li>・ 市災害対策本部への被害報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災知識の普及、啓発</li> <li>・ 自主防災活動の情報収集</li> <li>・ 安否確認(黄色いハンカチ作戦等)の啓発</li> </ul>
消火・生活班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出火場所の確認</li> <li>・ 消火活動人員の割振り、活動指示</li> <li>・ 消防署への連絡</li> <li>・ 炊き出し及び食料の調達</li> <li>・ 飲料水・生活必需品等の調達・配分</li> <li>・ 在宅避難者の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火器・可搬式消防ポンプの使用方法の指導</li> <li>・ 消火訓練の実施</li> <li>・ 感震ブレーカー設置の周知</li> <li>・ 非常持出品の広報啓発</li> <li>・ 炊き出し用具の備蓄</li> </ul>
救出・救助班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要救出者の確認</li> <li>・ 救出人員の割振り・救出指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救出用資機材の調達と整備</li> <li>・ 救助技術の習得</li> <li>・ 救出・救助訓練の実施</li> </ul>
衛生・救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬送人員の割振り</li> <li>・ 重傷者・中等症者の搬送</li> <li>・ 軽症者の応急処置</li> <li>・ 食中毒・伝染病の予防</li> <li>・ し尿処理対策の実施</li> <li>・ ごみの収集所の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急手当や衛生知識の普及</li> <li>・ トイレ対策の啓発</li> <li>・ ごみ処理対策の検討</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難誘導の指揮</li> <li>・ 安否確認情報の収集</li> <li>・ 安否不明者の取りまとめ</li> <li>・ 在宅避難者の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集会所・危険箇所の安全点検</li> <li>・ 避難訓練の実施</li> </ul>
要配慮者班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者(高齢者、障がい者)の避難誘導</li> <li>・ 要配慮者の安否確認の指揮</li> <li>・ 要配慮者の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者名簿の作成協力</li> <li>・ 避難支援の個別支援計画の作成</li> </ul>
安全点検 ・ 防犯班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブレーカー遮断の実施</li> <li>・ ガス等の消し忘れ防止の周知</li> <li>・ 地域内の安全点検</li> <li>・ 盗難等犯罪の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災倉庫の防災資機材の管理・点検</li> <li>・ 地域内の巡回点検</li> <li>・ 地域の危険物調査</li> <li>・ 防犯訓練の実施</li> </ul>
指定避難所 担 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定避難所立上げ支援</li> <li>・ 指定避難所運営(ボランティア班、女性班を分担)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定避難所運営マニュアル周知</li> </ul>

### 3 自主防災本部

#### (1) 役割

会長、副会長、防災部長、防災部員が配置され、各防災活動の指揮、地域の情報収集拠点、外部との連絡窓口となります。

#### (2) 設置条件

以下のいずれかの条件が満たされた時、会長もしくは副会長判断にて設置されます。

- ・市内で震度5強以上の地震が発生した時
- ・その他の大宮町2丁目住民が影響を受ける自然災害（風水害・他）や大規模な火災が発生した時
- ・大宮町2丁目を含む地域に地震に関する警戒宣言が発令された時
- ・大宮町2丁目を含む地域に避難指示が発令された時
- ・大雨／洪水等の災害発生あるいは発生予報により、指定避難所（東小）、あるいは公民館など自治会が管理する公共施設等への自主的な避難者が出た時

※指定緊急避難場所への自主避難住民が出た場合は三島市災害対策本部（三島市危機管理課）へ連絡を行います。

#### (3) 設置場所

基本的に大宮町2丁目公民館内または公民館前広場に本部テントを張ることで、本部を立ち上げます。

公民館の被災状況等により本部設置場所の変更の際は、町内放送等にて連絡をします。

#### (4) 設置期間

自主防災本部は、原則、災害が終息するまでの間設置されますが、被災状況、避難生活支援の必要性に応じて、全てあるいは一部機能を継続します。

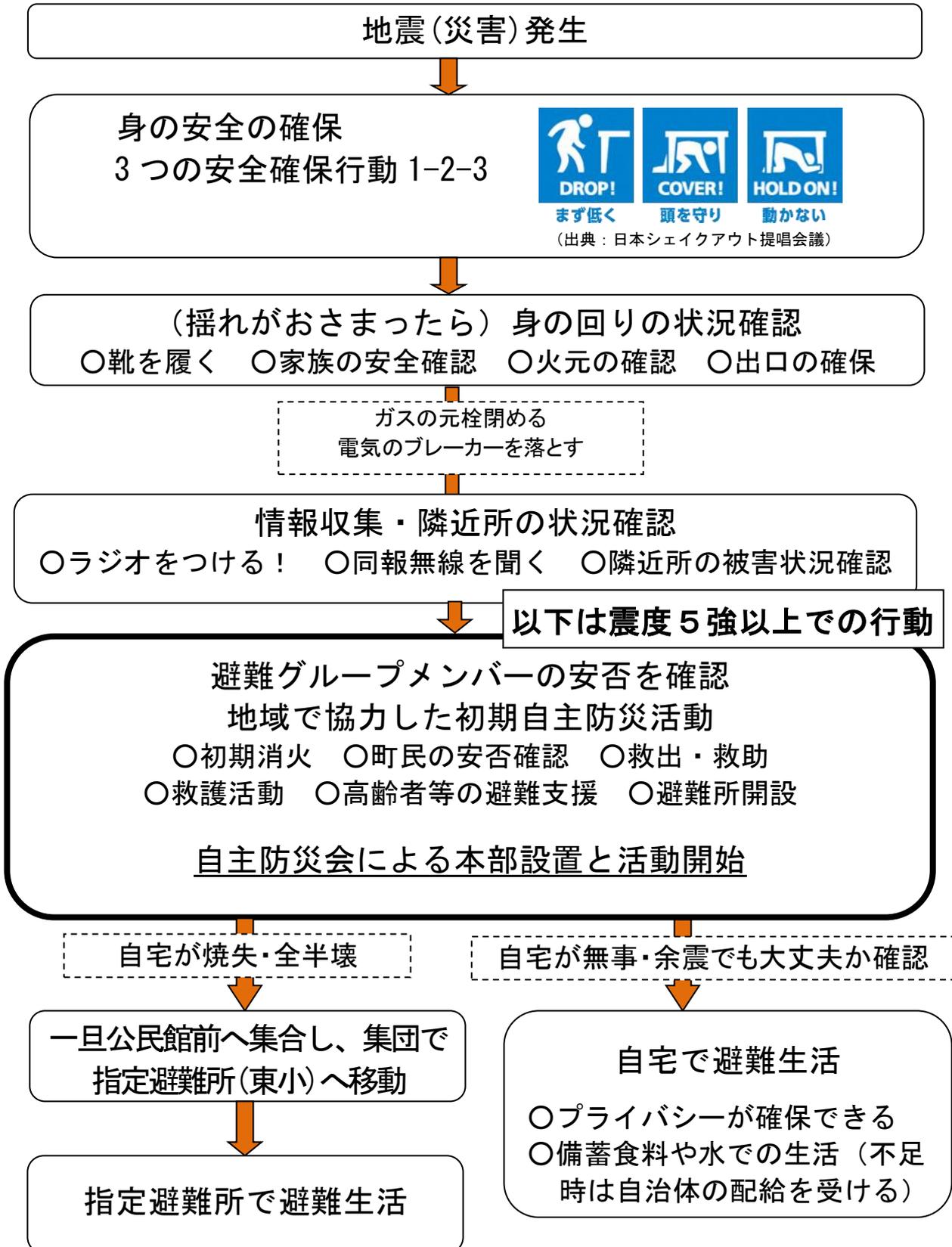
#### 4 地震発生時の時系列での各班の行動（発災直後～復旧期）

班 名	発災直後～数時間	発災当日～ 3日程度	3日～ 1週間程度	1週間以降
自治会長 (副会長)	○本部設置決定／自主防災活動の指揮 ○自主防災本部の運営(会長の補佐・代理)			
自主防災部	○会長の補佐、各班の統括 ○自主防災本部の設置 ○避難行動要支援者名簿の用意 ○世帯台帳・人材台帳の用意	○市災害対策本部への被害報告 ○避難所運営本部との連携		
情報・啓発班	○地域の被害状況の把握・伝達 ○避難所運営本部との連絡調整	○市災害対策本部からの情報伝達 ○正確な情報提供によるデマ防止 ○他自主防災会との連絡調整・連携		
消火・生活班	○出火場所の確認 ○消火活動人員の割振り、活動指示 ○消防署への連絡	○炊き出し及び備蓄食料の調達 ○飲料水・生活必需品等の調達・配分		
救出・救助班	○要救出者の確認 ○救出人員の割振り・救出指示			
衛生・救護班	○搬送人員の割振り ○重傷者・中等症者の搬送 ○軽症者の応急処置	○食中毒・伝染病の予防 ○し尿処理対策の実施 ○ごみの収集処分		
避難誘導班	○避難誘導の指揮 ○安否確認情報の収集 ○安否不明者の取りまとめ・指示	○在宅避難者の把握		
要配慮者班	○要配慮者(高齢者、障がい者)の避難誘導 ○要配慮者の安否確認の指揮	○要配慮者の生活状況の把握		
安全点検 ・防犯班		○ブレーカー遮断の実施・ガス等の消し忘れ防止 ○地域内の安全点検 ○盗難等防犯の防止		
指定避難所 担当	○避難所開設 ○避難所運営			

# 第4章 災害発生時の行動

## 1 地震発生時の行動

災害時に各家庭では、次のフロー図のとおり行動することになります。



## 2 自主防災会の行動

### (1) 各家庭の行動

#### 【発災直後～数時間】

<p>①揺れが続いている間は、身の安全確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 3つの安全確保行動1（低く）－2（頭を守り）－3（動かない）</li></ul>
<p>②揺れが収まったら、靴を履き、身の回りの安全確認をする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自分や家族は大丈夫か → 重量物の下敷きや重傷者がいるなど対応困難なら近所の助けを借りる。</li><li>・ 火元を確認 → 火の手があがっていたら、初期消火をする。火が天井に届くほど大きくなったら、危険なので避難する。</li><li>・ 電源コードがつながった電化製品などが散乱している場合は漏電の危険があるので、電気のブレーカーを切る。</li></ul>
<p>③家内の安全を確保したら、一時集合場所への集合準備をする</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 黄色い布を玄関や門の見やすいところにつける → 「黄色いハンカチ」 ※黄色いハンカチ＝我が家は大丈夫ですという意味</li><li>・ 火の元栓を閉めたか、ブレーカーを切ったかの再確認。</li></ul>
<p>④避難グループごとに決められている一時集合場所へ集合する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 可能な限り隣近所と声を掛け合う</li><li>・ 単独行動の困難な要配慮者の世帯等は、自宅にて点呼係あるいは近隣の安否確認を受ける。その後自主防災会の要配慮者支援班や民生委員の支援を受けて避難行動に移る。</li></ul> <p>（ 避難グループ内の要配慮者世帯が倒壊や負傷などの危険な状況にある場合には、避難グループや近隣の方々による避難支援をお願いします。 ）</p>
<p>⑤一時集合場所にて避難グループの点呼係の点呼を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 家族含めた安否（安全、負傷の程度、不在、など）</li><li>・ 被災状況（家屋等の損害程度、居住可否の見込み、など）</li></ul> <p>（ ※一時集合場所への集合予定者の中で未確認者がいる場合はできる限り当事者宅にての安否確認をしてください。 ）</p>
<p>⑥点呼係が自主防災本部へ向い、まとめた情報を報告している間他の人は自宅又はその場で待機する。</p>
<p>⑦点呼係が報告から戻り、本部から指示伝達事項があった場合は、その指示に従って行動してください。</p> <p>（ 深刻な被災状況にない方で、対応可能な方は、近隣や自主防災会から要請があった場合、無理のない範囲で安否不明世帯の搜索、初期消火、救出救護や避難誘導等の自主防災活動への協力をお願いします。 ）</p> <p>（ 自宅生活困難者で指定避難所生活希望世帯は、自主防災本部の指示に従い、決められた経路を通して集団で移動します。各自判断での（車両）移動等は避けてください。 ）</p>

夜間／悪天候時の対応

夜間や悪天候時の屋外の移動には危険が伴う場合があるので、その場合の安否確認方法について避難グループ内であらかじめ決めておく必要があります。

【数時間以降～避難生活中】

①「黄色いハンカチ」で自宅、等につけた黄色布は、1日以上経過したら外す。

②自宅または指定避難所等での避難生活を開始する。

ライフラインが寸断されている場合など、自治体等からの避難生活者への水、食料などの配給が行われますが、自宅等での避難生活者への配給は、原則各自治会経由となります。なお、この配給開始には日数がかかる場合があるので、各家庭での水・食料備蓄を心がけてください（7日分が目安）。

災害時要配慮者で、指定避難所での避難生活が困難な方には福祉避難所が自治体によって準備されます。→福祉避難所開設には最長3日かかるので、その間は指定避難所での生活になります。

(2) 点呼係の行動

【発災直後～数時間】

①自分及び家族の無事を確認後、一時集合場所に移動する。

②災害時点呼表を基に、避難グループ内の点呼を取る。

・単独行動の困難な要配慮者等は自宅にての点呼等の配慮願います。

③安否不明者がいる場合は、その場にいる人たちと協力して安否確認をする。

要救助者がいたり、近隣で火災が発生している場合は、近くにいる人たちの協力を求めて、初期消火、救出救護、避難誘導を行う。これらの作業に困難が伴うと判断される時は、無理をせず、他の組や自主防災本部に救援を依頼すること。

④避難グループ各世帯の安否や被災状況を自主防災本部（避難誘導班）へ報告する。

→ 自主防災本部では、報告を基に不明者搜索、初期消火、救出・救護などを行う班員派遣判断等を行う。

⑤自主防災本部（避難誘導班）からの伝達事項等あれば、避難グループメンバーへ伝える。

夜間／悪天候時の対応

夜間や悪天候時の屋外の移動には、特に高齢者や幼児のいる世帯では危険が伴う場合があるので、その場合の安否確認方法についてあらかじめ避難グループ内で取り決めておく必要があります。

### (3) 自主防災本部の行動

#### 【発災直後～初期自主防災活動終了】

①災害予報あるいは発災により自主防災本部設置条件を満たすと会長または副会長指示で設置が決定され、以下を実施します。

- ・ 自主防災会人員招集（班員、他）

基本は電話連絡によるが、不通時は伝令等で招集する

- ・ 点呼係へ安否確認開始指示
- ・ 公民館及び公民館前広場へ本部設置（屋外はテント）

屋内：本部、要配慮者等一時避難場所、他

屋外（テント）：避難誘導受付、負傷者一時収容場所、等

- ・ 本部用資機材準備

机、イス、簡易無線、掲示板、ラジオ、発電機、ライト、他

飲料水、食料、災害用トイレ等（防災活動員、一時避難者用）

- ・ 各班の結集状況確認と人員の補充、再配置

- ・ 各班への活動指示とフォロー

各班活動を通じて実施していく主な項目

○住民の被災状況、安否の把握

○町内の危険個所の把握（指定避難所等へのルート含む）

○在宅不明者確認

○倒壊家屋などからの被災者救出

○負傷者救護（搬送、市民トリアージ、応急手当、病院搬送）

○要配慮者の避難誘導（民生委員との連携）

○初期消火

○広域火災発生時の地域住民避難誘導

○非常時の消防への緊急要請（消火、救出、救急）

○指定避難所立上げ協力

○指定避難所への避難住民誘導

○漏電火災予防

○倒壊危険家屋等の確認

○町内外の被災状況や公助の対応状況などの住民への公示

自主防災情報掲示板や組長等経由の情報伝達などによる

○自宅倒壊等で自宅待機困難者は、指定避難所（東小）受け入れまでは

公民館（指定緊急避難場所）で一時受け入れも配慮する。

- ・ 消防団、三島市危機管理課、指定避難所（東小）、他自治会の自主防災会など関係団体との連絡、連携協議

（ 自主防災活動が長時間に渡ると想定される場合は、班員の交代休憩など、自主防災活動従事者への活動環境整備も行う。 ）

夜間／悪天候時の対応

夜 間：停電時の備え必要（発電機、照明、ライト他）

悪天候時：屋外テント使用困難時の代替場所等考慮する。

【以降～避難生活中】

①避難生活が長期に渡る場合は、自主防災活動要員の個人的事情なども踏まえて人員再配置や交代体制などを整え、以下の対応を行っていく。

（自治体から配給される）水、食料等の自宅生活者への配分

自治体への復興支援（ボランティア受け入れ、など）要請

防犯巡回

衛生管理（ゴミ処理、し尿処理、中毒／感染症予防）

#### (4) 自主防災会自主防災活動班の行動

##### ア 情報・啓発班

###### 【発災直後～】

①情報収集／発信活動のための準備 ・機材準備 机、イス、文房具、模造紙、ラジオ、トランシーバー、他 掲示板、簡易無線（本部と共用） ・班員の配置
②町内の被災状況等の収集、整理、伝達（掲示等） ・住民安否、住民救出・救護状況 ・町内被災状況（火災、倒壊、その他の危険箇所など） ・指定避難所（東小）までのルート上の危険箇所など
③外部情報の収集、整理、伝達（掲示／発信） ・簡易無線による指定避難所（東小）からの情報や市民メール、（テレビ）／ラジオ、同報無線、などにより収集 ・指定避難所開設情報、災害拠点病院等の受入れ情報 近隣道路状況、市内外の被災状況、インフラ被災、他
④自主防災本部からの指示／情報を各班、住民へ伝達
⑤指定避難所との交信 電話不通の状況では、指定避難所との交信に使う簡易無線 及び伝令が外部との連絡手段となる可能性あり
⑥他班の活動の後方支援（情報収集、必要支援手配） 活動中の班との連絡手段として、トランシーバー、伝令（自転車部隊等）を用意する
夜間／悪天候時の対応 本部対応に準拠する。

###### 【初期自主防災活動一段落後】

必要に応じて一部を残し、他班へ参加する。

##### イ 消火・生活班

###### 【発災直後～消火活動完了】

①初期消火活動のための準備をする。 ・可搬ポンプ（防災倉庫に保管）と消火器 ・消火活動のための班員のグループ分け準備 可搬ポンプによる消火活動は原則6人以上
---

消火器による消火活動は1グループ2人以上

②町内で火災が発生した場合、その状況に合わせて消火人員数を割り振り、初期消火活動を行う。

※初期消火活動の注意点

二次被害防止の観点から、以下に配慮すること

○火が天井まで延焼するなど火力が強くなり危険を感じた場合は無理をせず消防署へ通報し、住人などの避難を優先する。消防車が到着したらその指示に従うこと。

災害発生直後は消防車が非常に遅延する恐れがあります。そのような状況で延焼の危険性がある場合は、避難誘導班も動員し風下の近隣住民の避難誘導も行う。

○放水は風上側より行い、身の安全を確保すること

自主防災活動が長時間に及ぶ場合は、自主防災本部での炊き出し等の生活班としての活動が当初から必要となります。

夜間／悪天候時の対応

夜間：消火作業ではヘッドライト着用または発電機と投光器使用。

悪天候時：カップ等着用

【消火活動完了後】

①生活班としての活動に移る。

・町内の自宅避難生活者が必要とする飲料水、食料、生活必需品等を消防や指定避難所などから調達し、対象者へ配分する。

自宅生活世帯は避難誘導班が調査します。

ウ 救出・救助班

【発災直後～】

①救出、救助の準備をする。

・救出用機材

チェーンソー、ジャッキ、バール、ロープ、梯子、担架、等

・班員のグループ分け

②自主防災本部に入った救助支援要請などを基に救出・救助活動を行う。

・二次災害を避けるため、救出・救助は原則として3人以上で周囲の安全を確認しながら活動を行う。

・自身が危険を感じる状況では、無理をせず応援要請する。

③救出した負傷者等は衛生・救護班に受け渡す。

衛生・救護班が搬送・手当等を行う。
夜間／悪天候時の対応 夜 間：救出作業ではヘッドライト着用または発電機と投光器使用。 悪天候時：カッパ等着用

【以降】

・他班活動へ参加
----------

エ 衛生・救護班

【発災直後～】

①救護活動の準備をする。 ・ 救護用機材 担架、リヤカー、三角巾、救急箱、等 ・ 人員の割り振り 負傷者受け入れ／市民トリアージ／応急処置 被災現場からの負傷者等搬送／病院等への搬送 ・ 負傷者一時受け入れ場所を確保する。 公民館、公民館前駐車場テント、他
②負傷者の受け入れを行う。 住民あるいは救出・救助班から負傷者等の搬送要請が来た場合は、現場から負傷者等を搬送する。
③負傷者に対しての市民トリアージを実施する。 ・ 重症者・中等症者等の搬送 重症者（赤タグ）：JCHO 三島総合病院 中等症者（黄タグ）：辻林内科、三島東海病院、他 軽傷者（緑タグ）：応急処置のみ 死亡者（黒タグ）：北上公民館 （ 生き埋めの場合72時間が生存限界となる。 2時間を超えて家具や建物にはさまれた人は、クラッシュ症候群による死亡の危険性があるので、意識があれば水分を摂らせ、透析のできる医療機関へ搬送する。）
④本部（公民館）への簡易トイレ設置を行う。
夜間／悪天候時の対応 夜 間：負傷者搬送ではヘッドライト等着用 本部配置者は、本部対応に準拠。 悪天候時：負傷者搬送ではカッパ等着用。 担架に乗せる負傷者については、別途防水対策等の考慮必要。

【救護活動完了以降】

①自宅生活者への衛生指導、支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>・簡易トイレの設置と排泄物の処分指導、支援</li><li>・中毒／感染症予防徹底（手洗い、他）</li><li>・ごみの管理（ゴミ出し、分別、など）</li></ul>
---

オ 避難誘導班

【発災直後～】

①活動準備を行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>・機材準備：机（安否情報受付用、他）、安否確認結果記入表、他</li><li>・一時避難者の受け入れ場所確保（公民館集会室）</li><li>・班員の役割分担</li></ul> 安否情報受付係、安否確認係支援、他
②安否情報受付係は点呼係からの住民安否情報等を取りまとめ情報・啓発班へ報告する。 〔一定時間経過しても報告のない避難グループについては、安否確認支援係を派遣して安否確認を支援する。〕
③避難グループ内で安否未確認者がいる場合は、搜索を支援するため安否確認支援係を派遣する。
④指定避難所（東小）に関する情報を確認する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・開設、受け入れ状況の確認（情報・啓発班経由で入手）</li><li>・指定避難所までのルート上の危険箇所を情報・啓発班より確認</li></ul> ※ルート上の危険個所の確認は安全点検・防犯班が行う。
<u>夜間／悪天候時の対応</u> 本部配置者は本部対応に準拠。 夜間：安否確認作業ではライト携帯等必要 悪天候時：カッパ等着用

【安否確認が一段落した時点以降】

①自宅生活予定世帯を組長経由で把握し、情報・啓発班へ報告する。
②避難誘導が一段落したら、本部指示で他班の活動を支援する。

## カ 要配慮者班

### 【発災直後～】

①民生委員と協力し要配慮者の安否確認を行い、必要な場合、救助、救護を行う。 救助：救出・救助班の支援を受ける。 救護：衛生・救護班の支援を受ける。
②身の安全確保できている要配慮者には次のように対応する。 ・自宅及び近隣が安全な場合は、そのまま自宅にて生活継続 ・自宅生活が困難で避難所生活を希望する場合は、一旦指定緊急避難場所（公民館）へ避難誘導する。
③要配慮者の安否、避難状況について自主防災本部へ報告する。
<u>夜間／悪天候時の対応</u> 夜間：班員はライトまたはヘッドライト等着用 悪天候時：班員はカッパ等着用。要配慮者の対応は個別に考慮要。

### 【指定避難所開設後】

①指定緊急避難所（公民館）で待機している要配慮者について、指定避難所への移動を支援する。 指定避難所で避難生活をしている要配慮者の中で避難生活に困難が伴う要配慮者については、市の判断で福祉避難所に収容されます（福祉避難所は3日以内に開設予定）。
---

### 【避難生活中】

①在宅避難の要配慮者の支援を行う。
-------------------

## キ 安全点検・防犯班

### 【発災直後～】

①町内安全点検のための班員のグループ分け等の準備をする。
------------------------------

### 【災害発生後、少し落ち着いた時点】

①町内を巡回し、在宅者に安全点検等を指示する。 ・停電時のブレーカー遮断、電気関係器具／コードの安全点検 ・ガスなど火の元の確認
②町内の危険個所の調査を実施し、情報・啓発班へ報告する。 倒壊家屋、ブロック塀の倒壊、がけ崩れ、地割れ、液状化、電線の切断、道路状況（陥没等）、他危険な場所

#### 夜間／悪天候時の対応

夜 間：安全確認作業ではライト携帯等必要

悪天候時：傘またはカッパ等着用

#### 【避難生活中】

①震災直後に停電した場合、電気の復旧時に漏電火災の危険性があるので、事前に電気の復旧情報を得たら地域住民に以下の注意を喚起する。

- ・電気器具、コードの状態チェックし、異常なものははずす。
- ・電気復旧後、遮断していたブレーカーを再度入れた際に、室内や壁内等で、発煙などの異常発生がないか確認する。異常がある場合は、再度ブレーカーを切り、原因確認や対策を行う。

②秩序維持のため、避難等での空き家を重点的に定期巡回し、防犯体制を整える。

避難生活による空き家情報は、情報・啓発班がまとめた情報に基づくが、巡回によって空き家等の状況が変化している場合は、逐次自主防災本部（情報・啓発班）へ報告すること。

町内巡回などの活動に比較的余裕がある場合は、他班の支援をお願いします。

#### ク 指定避難所担当

##### 【発災直後】

①自主防災本部よりの招集連絡で一旦自主防災本部に集合する。人員数を確認後に指定避難所（東小）へ移動し、指定避難所開設作業に加わる。

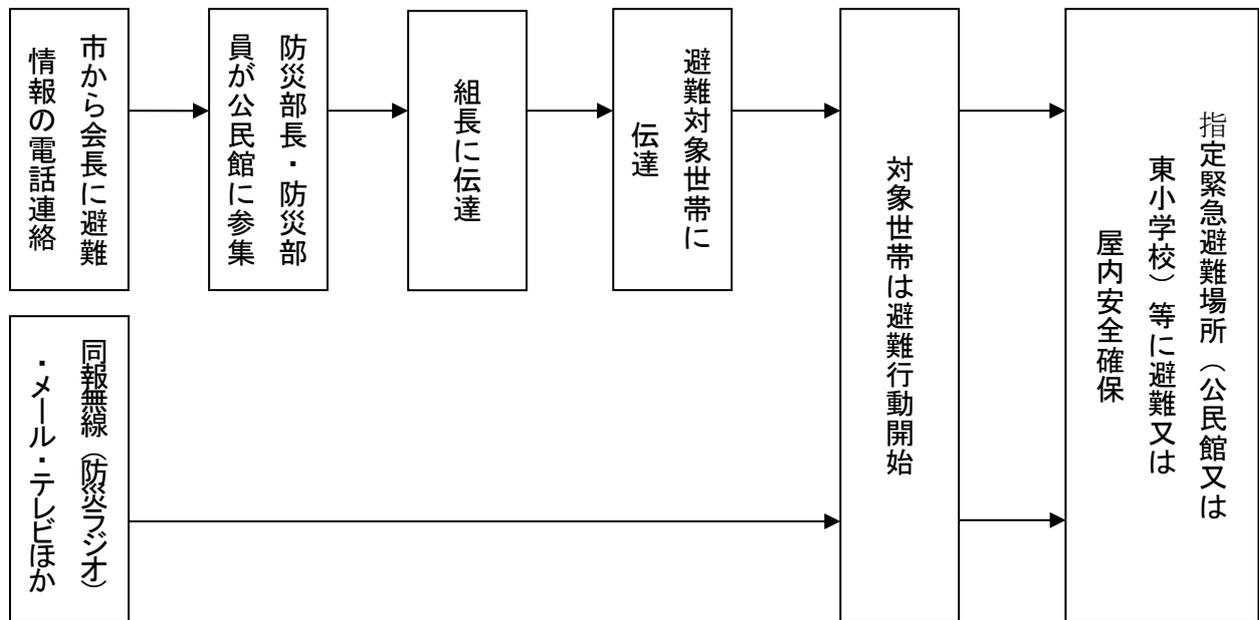
##### 【指定避難所の開設中】

①指定避難所運営本部の指示に従って、ボランティア班としての活動を行う

### 3 風水害時の行動

暴風雨時に市災害対策本部から避難情報が発令されたら、次のフロー図のとおり避難対象者に避難情報を伝達します。

#### (1) 避難情報伝達の流れ



#### (2) 避難対象地区 浸水想定区域、土砂災害警戒区域（ハザードマップのとおり）

#### (3) 避難行動の種類

区分	避難場所	説明
立ち退き避難 (水平避難)	公民館、東小学校、知人宅など	その場を立ち退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること
屋内安全確保 (垂直避難)	自宅などの居場所	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まること
	自宅の2階、居住建物の高層階	切迫した状況において、外への避難が危険なため、屋内の2階以上に避難すること



(4) 避難情報と住民に求められる行動（タイムライン）

避難情報	立ち退き避難が必要な住民に求められる行動	災害の切迫性
自主避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市から避難勧告等が発令されていない場合でも「自らの命は自ら守る」という心構えで身の危険を感じたら自主避難すること。</li> <li>●公民館（指定緊急避難場所）への自主避難を希望する場合は、町内会長又は副会長に相談すること。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; position: relative;"> <span style="position: absolute; top: 5%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); font-size: 2em;">低</span> <span style="position: absolute; bottom: 5%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); font-size: 2em;">高</span> </div>
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者、障がい者等の要配慮者は、立ち退き避難すること。</li> <li>●その他の方は立ち退き避難の準備をすること。</li> <li>●状況に応じて自発的に立ち退き避難する。特に土砂災害については、指定緊急避難場所へ避難すること。</li> </ul>	
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>●立ち退き避難すること※<sup>1</sup>。</li> </ul>	
緊急安全確保※ <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●命の危険！ 避難を開始している場合は直ちに完了する。</li> <li>●避難していない場合は直ちに自らの命を守る最善の行動をとる（屋内の2階以上に逃げるなど）。</li> </ul>	

※1 指定緊急避難場所への移動が、かえって危険と判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や屋内での安全確保を行う。

※2 必ず発令される情報ではない。

(5) 各家庭及び自主防災会で風水害当日に心がけるべきこと

災害情報・避難情報を取りに行くこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同報無線は聞こえない → 市民メール・防災ラジオ・テレビ・市HP、SNS等で情報を取得</li> <li>・気象情報に注意する</li> </ul>
早めの避難を心がけること	<ul style="list-style-type: none"> <li>ピーク時には避難しない → 道路が冠水し危険であるため移動できない</li> </ul>

【テレビで川の水位や避難情報が見られます！】



NHK → リモコンのdボタン  
→水位・雨量情報や避難情報



【防災ラジオ 1台1,000円】  
危機管理課で販売

## (6) 指定緊急避難場所の開設と自主防災会の行動

### ①避難情報と指定緊急避難場所の開設

#### 【自主避難】

自治体から高齢者等避難以上の避難情報が出ていない時点においては、次の条件で指定緊急避難所として公民館を開放する。

- 当面暴風雨が継続あるいはさらに激しくなる見込みであり、大場川の水位の危険レベルへの上昇や暴風雨により避難困難な状況になる可能性が排除できない場合
- 浸水危険地域の住民が公民館への避難を希望した場合

#### 【高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保】

市からの避難情報が出る場合は、これに合わせて指定緊急避難場所（学校、公民館等）の開設指示が出される。

避難指示、緊急安全確保の場合は、避難対象者は対象地域の全住民となるので、公民館ではスペース不足となるため、東小学校への避難をすることになります。

### ②自主防災会の行動

#### ア 自主防災本部

- ・会長は自主防災部メンバーへ通知し、公民館準備や自主避難者滞在中の見回り等について、担当等を決定する。
- ・公民館の施錠解除と自主避難者受け入れ
- ・指定緊急避難場所として公民館を開放したことを市の担当窓口へ通知する。
- ・避難者滞在中、必要な頻度で見回りもしくは緊急連絡対応体制をとる。

※自主避難希望者が要配慮者で公民館への移動に困難が伴う場合は、必要に応じ要配慮者支援班を招集し、対象者の公民館への移動支援を指示する。

※避難情報が避難指示になった時点で、まだ自宅に避難対象者がいる場合は避難対象者の水平避難には危険が伴う状況になっている可能性が高いので、避難支援等の自主防災活動を行う者は、自身の身の危険を避けることを優先するものとし、必要ならば消防署のレスキュー等の公助要請をする。

#### イ 要配慮者支援班

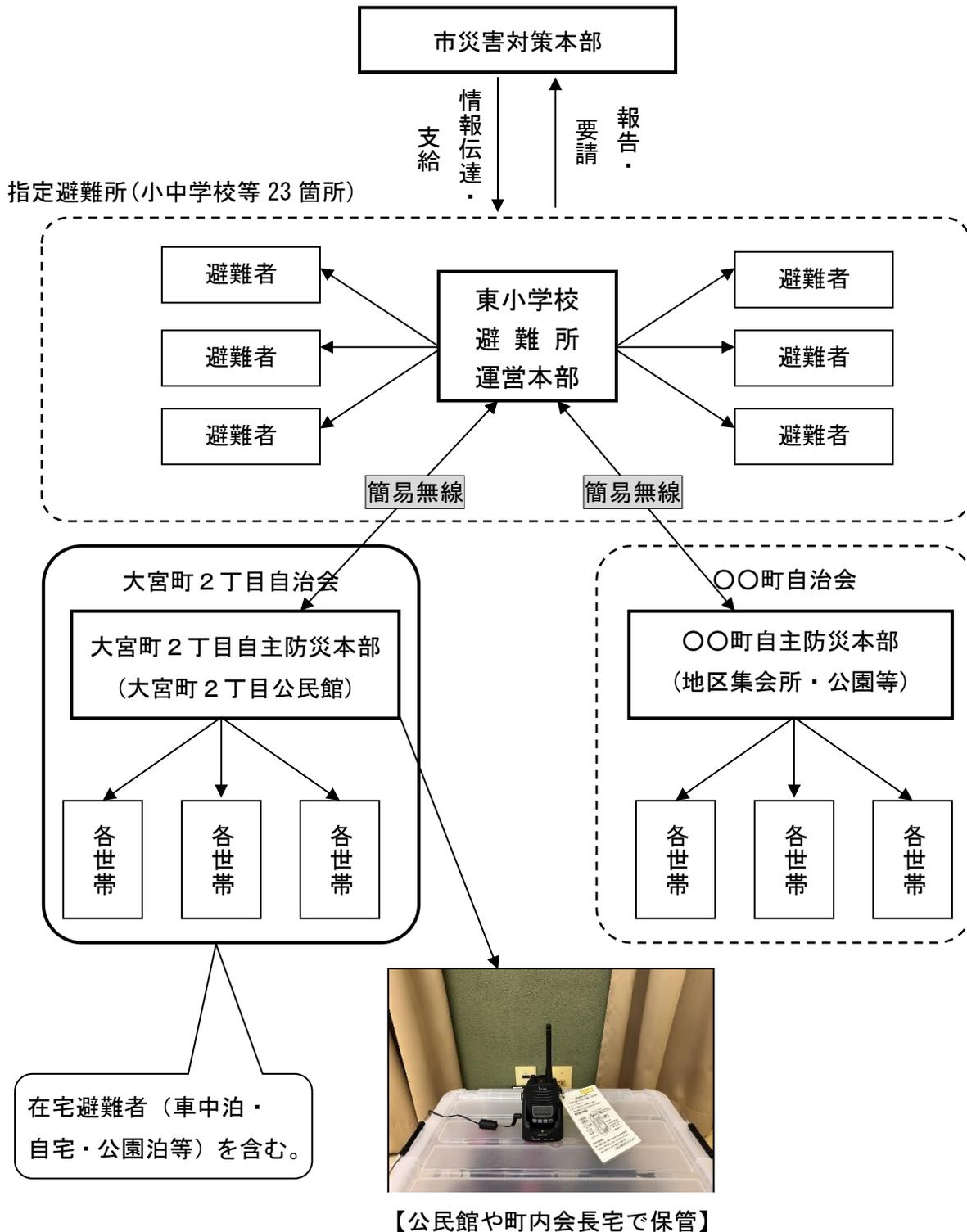
会長より要請があった場合、必要に応じ以下を行う。

- ・民生委員と協力し要支援者、要配慮者の安否確認
- ・要支援者、要配慮者の指定緊急避難所への移動支援

## 4 各避難所運営本部と自主防災本部との連携

市災害対策本部から紙ベースでの情報や救援物資は、市内 23 箇所の避難所運営本部を基点とし、自治会ごとの各自主防災本部を経由して各世帯に伝達、支給されることとなり、自主防災本部と指定避難所との連携が重要になります。私たちの避難先となる東小学校避難所運営本部は大宮町 2 丁目自治会を始め、関係する自主防災会からそれぞれ役員を選出し運営します。

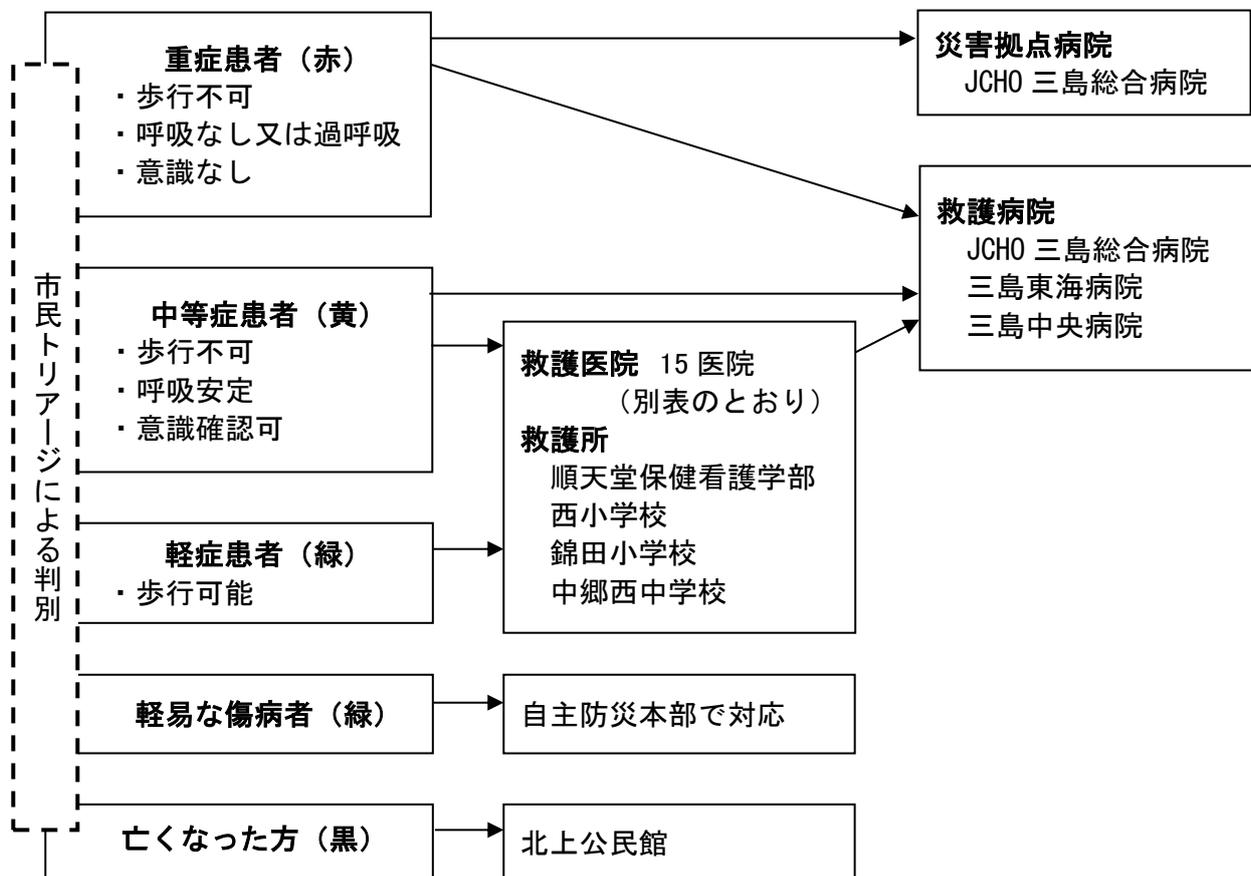
※ 在宅避難者の状況は、各自主防災本部で把握し、避難所運営本部を通じて市災害対策本部に報告し、支援を受けます。



## 5 医療救護の方法

各家庭、災害対策本部では、傷病者が発生したときには、市民トリアージにより怪我の程度を判別し、それぞれ指定の病院への搬送、または応急手当を実施します。

(1) 災害時の傷病者の搬送先（市内で震度6弱以上のとき）



(2) 市民トリアージの実施方法

市民トリアージは、市民が「市民トリアージ表」に従い、①から順番に判別して、色のタグによる傷病者を判定します。迷ったら、重症の方を判定します。

救護所、救護病院などでは医師が再度、正式なトリアージを実施します。

**赤タグ** : 重症者（最優先で搬送し、治療が必要な方）

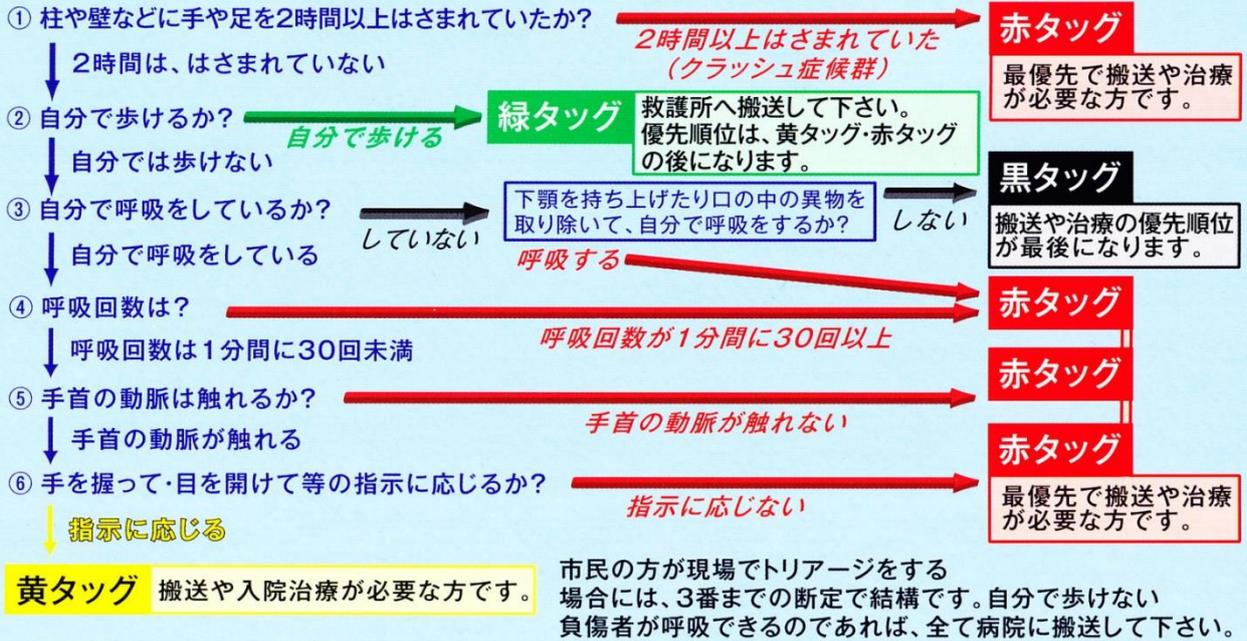
→ 災害拠点病院、救護病院へ搬送

**黄タグ** : 中等症患者 → 救護病院、救護医院、避難所へ搬送

**緑タグ** : 軽傷者 → 救護医院、避難所へ搬送

**黒タグ** : 生命兆候がないと判断された者 → 北上公民館へ搬送

## 市民トリアージ表(あなたにもできる「トリアージ」)



市民トリアージ表 (NPO法人災害・医療・町づくりHP 抜粋)

## 別表 救護所・救護医院等一覧

### (1) 災害拠点病院

①	JCHO三島総合病院	975-3031	谷田字藤久保2276
---	------------	----------	------------

### (2) 救護病院

①	JCHO三島総合病院	975-3031	谷田字藤久保2276
②	三島東海病院	972-9111	川原ヶ谷264-12
③	三島中央病院	971-4133	緑町1-3

### (3) 救護医院 …15医院

【旧市内】			
①	鈴木整形外科医院	971-3653	泉町12-35
②	三島メディカルセンター	972-0711	南本町4-31
③	山口医院	975-0559	栄町1-23
④	川崎内科医院	972-8811	北田町4-14
⑤	がくとう整形外科クリニック	975-0785	南町8-8
⑥	辻林内科	981-3211	加茂川町22-14
【北上地区】			
⑦	芹沢病院	986-1075	幸原町2-3-1
⑧	とくら山口医院	986-8690	徳倉2-4-13
⑨	渡辺整形外科	987-1550	萩188
【中郷地区】			
⑩	後藤医院	977-3115	梅名442-3
⑪	三愛医院	977-3770	中島67
⑫	高野内科循環器科クリニック	977-0030	長伏226-1
⑬	川島胃腸科・外科クリニック	976-2555	松本4-6
⑭	斉藤医院	977-1413	大場82-2
⑮	三島共立病院	973-0882	八反畑120-7

### (4) 救護所

①	錦田小学校	975-0054	谷田966
②	西小学校	975-0416	緑町7-7
③	中郷西中学校	977-4707	梅名854-1
④	順天堂大学	991-3111	大宮町3丁目7-33

## 5 避難所の運営

避難所の運営は、市が作成した市内統一の三島市避難所運営基本マニュアルに従い、避難対象の自主防災会が連携して行います。

### 大宮町2丁目の指定避難所及び避難対象自治会

指定避難所	避難対象の自治会・町内会
東小学校	大社町・東本町1丁目・東本町2丁目・日の出町・東町・南二日町（伊豆箱根線路東側）・大宮町2丁目・川原ヶ谷・雪沢



【マニュアル・様式・ビブス等が保管してあるコンテナ】  
指定避難所防災倉庫内に保管

第5版	
<b>避難所運営基本マニュアル</b>	
<b>本文</b>	
<b>【避難所運営の主な役割分担】</b>	
市民 (自主防災組織)	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難所運営の実施主体（地震発生時のみ）</li> <li>(2) 避難者、地域住民への情報の伝達</li> <li>(3) 本部に要請する食料及び物資の取りまとめ</li> <li>(4) 在宅避難者の把握及び支援</li> </ol>
学 校	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市と連携した避難所の開設</li> <li>(2) 学校の施設管理</li> <li>(3) 小学校の給食施設での炊き出しの支援</li> </ol>
三島市 (現地配備員)	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難所の運営支援</li> <li>(2) 市災害対策本部への報告及び要請</li> <li>(3) 施設管理者（学校）と協力した避難所の開設・閉鎖</li> <li>(4) 避難所の避難者及び在宅避難者の取りまとめ</li> </ol>
平成30年3月	
三 島 市	
（ 避 難 所 ）	

# 第5章 平常時の取り組み

## 1 防災訓練・研修

### 4つのポイント

- ① 訓練は、参加者が増えるよう楽しめるような要素を意識して企画すること
- ② 訓練は、災害種別（地震・風水害）や訓練の目的を明確にして企画すること
- ③ 訓練実施後には課題を話し合い改善に繋げること
- ④ 中高生に役割を与え、若い活力を引き出すこと

訓練の目的	実施内容
災害対策本部の設置	本部設置訓練、情報伝達訓練、災害図上訓練（イメージTEN）
初期消火	消火器訓練、可搬ポンプ操作訓練、バケツリレー 消火器の定期点検
安否確認	黄色いハンカチ作戦による安否確認訓練
救出・救助	重量物除去訓練、防災資機材の定期点検
医療救護活動	AED操作訓練、身近なものを使った応急手当講習、通常の担架搬送訓練、毛布による担架搬送訓練、市民トリアージ講習
高齢者・障がいのある人等の避難支援	避難行動要支援者の確認、車椅子、リヤカーによる避難訓練
生活支援	災害時のトイレ対策訓練、炊き出し訓練
避難所の開設	避難所開設訓練、避難所運営ゲーム（HUG）

【災害時のトイレ対策】



【リヤカーによる避難訓練】



【小中学生によるレスキュー隊】

## 2 各家庭に対する啓発

各家庭に対する啓発は、防災訓練や研修会の中で次の事項について計画的に行う。

	テーマ	啓発のポイント
重点実施	住宅の耐震化	特に昭和56年以前建築の住宅の耐震化の促進
	家具類の固定化	家具の固定又は利用の少ない部屋へ家具の移動
	飲料水や食料の7日分の備蓄	食料はローリングストックを活用、飲料水は1人1日3Lを7日分備蓄
	災害用トイレの対策	各家庭での携帯用トイレ、簡易トイレ、ビニール袋、凝固剤等の備蓄
家庭内の対策	感震ブレーカーの設置の促進	電力の復旧に伴う通電火災に備える
	家庭用消火器の設置	台所近くに設置すること
	安否確認用黄色いハンカチ作戦	黄色いタオル等の備え置き黄色いハンカチなどを掲げ、我家は大丈夫！を周知
	非常用持ち出し袋の備え	ライト、ラジオ、予備電池
	寝室の備え	寝室の近くに履物、ライト、ラジオ、衣類、簡易テント等の用意（特に履物は重要）
家族間	災害時の情報収集手段の確認	テレビ、ラジオ、市民メール、同報無線、SNS等、ハザードマップ
	家族間の連絡手段	災害伝言ダイヤル171の活用、家族の集合場所及び連絡方法
子供	防災クイズ	町内のイベントなどの機会に基礎的な防災知識をクイズ形式で啓発
地震・風水害対策	地域の危険箇所を把握	ハザードマップや三島市HPで危険な箇所を確認して、避難対象の地区はどこか確認
	避難場所や避難経路を確認	避難対象地区の避難場所や避難経路を確認し、避難経路で土砂災害が発生しないか、浸水して通れなくならないか確認
	地域内での連絡方法の確認	市→町内会長→防災部員→避難対象世帯（各町内で明確にする）の連絡網の構築



家具の転倒防止や感震ブレーカーの設置は市の補助金を活用しましょう

### 3 平常時の自主防災会の活動

班	平常時の活動
会長 (副会長)	自主防災活動の統括 防災関連外部組織(団体)との連携
自主防災部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災会年次活動計画作成                防災訓練実施計画(個別訓練、総合訓練)                防災関連教育等受講計画                自主防災関連知識/器具等の住民への普及                自主防災会編成表作成                防災資機材の調達計画取りまとめ</li> <li>他</li> <li>・ 世帯台帳/人材台帳の維持管理</li> <li>・ 防災関連情報収集</li> <li>・ 防災資機材の調達</li> <li>・ 各班活動マニュアル作成/維持管理支援</li> </ul>
情報・啓発班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集/発信についての個別訓練、講習会等参加による知識/技術向上</li> <li>・ 活動マニュアル維持管理</li> <li>・ 住民への自主防災知識普及推進</li> <li>・ 情報関連資機材の維持管理</li> </ul>
消火・生活班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別訓練、講習会等参加による知識/技術向上                消火：可搬ポンプ操作、消火作業                生活：炊き出し、非常用食料備蓄知識、他</li> <li>・ 住民への消火活動/避難生活関連知識の普及支援</li> <li>・ 活動マニュアル維持管理</li> <li>・ 消火/生活関連資機材の維持管理</li> </ul>
救出・救助班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別訓練、講習会等参加による知識技術向上                重量物除去、チェーンソー操作、他</li> <li>・ 住民への救出/救助活動関連知識の普及支援</li> <li>・ 活動マニュアル維持管理</li> <li>・ 救出/救助関連資機材の維持管理</li> </ul>
衛生・救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別訓練、講習会等参加による知識/技術向上                救護：負傷者搬送、市民トリアージ、応急手当                衛生：災害時トイレ対策、中毒/感染症予防、等</li> <li>・ 住民への救護/衛生関連知識の普及支援</li> <li>・ 班活動マニュアル維持管理</li> <li>・ 衛生/救護関連資機材の維持管理</li> </ul>

班	平常時の活動
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民避難誘導手順の習熟（個別訓練、住民避難訓練等による） 避難グループ単位の避難、黄色いハンカチ作戦</li> <li>・ 住民安否確認表の維持管理</li> <li>・ 住民への避難関連知識の普及支援</li> <li>・ 住民避難訓練の実施（総合訓練）</li> <li>・ 活動マニュアル維持管理</li> <li>・ 避難誘導関連資機材の調達、維持管理</li> </ul>
要配慮者班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者の避難支援について 民生委員との刷り合わせ（対象者リスト整備、避難支援手順確認）</li> <li>・ 要配慮者避難訓練の実施（総合訓練）</li> <li>・ 活動マニュアル維持管理</li> </ul>
安全点検 ・ 防犯班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災倉庫保管資機材／備蓄品の管理</li> <li>・ 個別訓練、講習会等参加による知識／技術向上 安全：震災時の電気／ガス火災予防 防犯：不在家庭の防犯対策</li> <li>・ 住民への安全／防犯関連知識の普及支援</li> <li>・ 活動マニュアル維持管理</li> </ul>
指定避難所 担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定避難所（東小）運営マニュアルの理解</li> </ul>

## 第6章 活動計画

「大宮町2丁目地区防災計画」の実行性を高めるため、平常時から定期的に会合や防災訓練を実施し、明らかになった問題・課題を踏まえて計画を見直します。

### 1 年間活動計画

時 期	毎年行うこと
4 月	自主防災組織の確認
5 月	総合防災訓練実施計画の検討・策定
8 月	防災資機材の点検・整理
10 月	総合防災訓練の実施及び結果の検証

### 2 解決すべき課題

優先順位	課題を解決するために今後行うこと	時期
1	自主防災会組織新体制への移行	令和3年度～
2	自治会会員名簿（自主防災世帯名簿・人材台帳）の整備	令和3年度～
3	各種行動マニュアルの作成	令和3年度～
4	自主防災会活動の知識・技術の習得・向上	令和3年度～

# 資料編 1 避難場所や危険箇所

## 1 町内の一時避難地

No.	一時避難地名称	避難グループ	備考
1	高齢者生きがいセンター前庭	1班	
2	澤野様(2組)駐車場	2班	
3	渡辺様(3組)宅前駐車場	3班	
4	ラ・フォンテ大宮駐車場(下神川橋北側)	4班	
5	堀池様(4組)東側通路	5班	
6	大宮町2丁目公民館広場	6班・7班・8班	
7	フェニックス一番館駐車場	9班	
8	ハイム細小路駐車場	10班	
9	アクアハイム駐車場	11班	
10	上神川橋西岸たもと	12班	
11	大村駐車場(河野様(9組)宅北側)	13班	
12	リトルキャッスル南側駐車場	14班	
13	三嶋大社北入口付近	15班	
14	ニシムラビル前駐車場	16班	
15	千葉様(13組)宅前庭	17班	
16	矢田部様東側駐車場(鈴木清様(12組)北側)	18班	
17	板屋様(11組)駐車場	19班	
18	大宮町バス停駐車場(斎藤整骨院東側)	20班	
19	三島大社弓道場前	21班	
20	長田コーポ西側駐車場	22班	





## 資料編 2 防災資機材と備蓄食料

### 1 防災資機材

種別	資機材名	数量	保管場所	備考
情報 伝達用 資機材	電池メガホン	6	防災倉庫	
	簡易無線機	4	防災倉庫	
	トランシーバー（充電器付き） FM FTH-203	0		
救命用 資機材	超強力カナテコバール 25×1800mm	2	防災倉庫	
	超強力カナテコバール 25×1200mm	2	防災倉庫	
	テコバール 900mm	1	防災倉庫	
	テコバール 600mm	2	防災倉庫	
	折りたたみ梯子	4	防災倉庫	
	ピカニ連梯子 CSM-74	1	防災倉庫	
	脚立 #210	4	防災倉庫	
	鋸（ゴム太郎 300mm）	4	防災倉庫	
	掛矢 角50mm	3	防災倉庫	
	剣スコップ（パイプ柄）	9	防災倉庫	
	つるはし	10	防災倉庫	
	全鋼手斧（柄の長さ 33cm）	3	防災倉庫	
	鉋（ナタ）	1	防災倉庫	
	ポルトクリッパー（450mm）	1	防災倉庫	
	大ハンマー（4.5kg）	2	防災倉庫	
	ハンマーPP石頭鎚（1.3kg）	3	防災倉庫	
	携帯工具セット TTS-1000	3	防災倉庫	
	リヤカー	2	山車小屋	
	アルミリヤカー	1	防災倉庫	
	一輪車	2	防災倉庫	
	台車	1	防災倉庫	
	爪つきジャッキ（M-50）	1	防災倉庫	
	チェーンソー	4	防災倉庫	
レインジャーロープ（赤線入り 12mm～200mm）	2	防災倉庫		

種別	資機材名	数量	保管場所	備考
救護用 資機材	担架	2	防災倉庫	
	救急セット (50人分)	7	防災倉庫	
	スタンド付きハロゲンライト (PHBX-305型)	1	防災倉庫	
	投光機	1	防災倉庫	
	NSガーゼ 30cm×10m	20	防災倉庫	
初期 消火用 資機材	街頭用消火器	28	町内	
	街頭用消火器格納庫	20	町内	
	バケツ	28	防災倉庫	
	砂袋 (土壌袋40×60)	233	防災倉庫	
	可搬式ポンプ C-1型	1	防災倉庫	
衛生 生活用 資機材	強力ライト	5	防災倉庫	
	ロープ	1	防災倉庫	
	発動発電機 本田技研工業(株)EX-300	1	防災倉庫	
	移動式炊飯器 (かまど)	2	物置	
	釜 28cm	5	物置	
	釜蓋 30cm	4	防災倉庫	
	セイロ	9	防災倉庫	
	鍋	4	物置	
	受水槽	1	防災倉庫	
	ビニールシート 270cm×360cm	50	防災倉庫	
	テント(大)	2	防災倉庫	
	テント(小)	3	防災倉庫	
	簡易テント	5	防災倉庫	
	仮設トイレ (パーソナルテント)	2	防災倉庫	
	ポータブルトイレ C型	2	防災倉庫	
	非常用排便収納袋 S7	2	防災倉庫	
	非常用スケットイレ S100N	4	公民館2F	
	防災用毛布 (アクリル1.3 10枚)	1	防災倉庫	
	コードリール	5	防災倉庫	
	卓上カセットコンロ	3	物置	
	プロパン用コンロ	2	物置	
	避難所仕切ダンボール 4㎡用	1	公民館2F	
避難所用仕切ダンボール 2畳分一組	3	公民館2F		

## 2 消火器

整理No.	設置場所	番地	種別	備考
1	12組 勝又塗料店東側	13-28	20型	
2	26組 斎藤整骨院駐車場	14-3	10型	
3	30組 リトルキャッスル入口	9-26	10型	
4	13組河野宅東通路入口	16-13	20型	
5	14組土屋宅北側ブロック塀東寄り	12-24	20型	
6	9組菅井宅駐車場入口北側	9-7	20型	
7	8組宮沢宅東北角	8-8	20型	
8	17組河野宅前道路北側	11-20	20型	
9	7組原田コーポ東側	7-26	20型	
10	5組清水宅東側壁	10-12	10型	
11	4組堀池宅西側	7-3	20型	
12	5組 長田ガレージ内北側	4-24	10型	
13	3組 高田自動車南東角	5-10	20型	
14	2組 相原宅北側	5-25	10型	
15	2組 澤野宅東側	4-7	10型	
25	17組 平田宅西側大社石垣	11-4	10型	
17	1組 近藤宅駐車場	3-37	20型	
18	公民館前広場金網	11-9	20型	
19	25組 西村電気ビル北側入口前	16-19	20型	
16	防災倉庫・予備	11-10	10型	
20	防災倉庫・予備	11-10	20型	
21	防災倉庫・予備	11-10	20型	
22	公民館建物用（事務室）	11-10	20型	
23	公民館建物用（事務室）	11-10	10型	
24	防災倉庫・山車用	11-10	10型	
26	防災倉庫・予備	11-10	10型	
27	防災倉庫・山車用	11-10	10型	
28	公民館建物用（ホール）	11-10	10型	



### 3 備蓄食料

No.	品名（種類）	内容量	数量	保管場所	備考
1	富士ミネラル水	2ℓ×6本	10	公民館天井裏倉庫	
2	乾パン	4枚×60食	2	〃	
3	パンの缶詰（レーズン）	24個	1	〃	
4	パンの缶詰（チョコチップ）	24個	1	〃	
5	パンの缶詰（コーヒーナッツ）	24個	1	〃	
6	アルファ米（五目）	50食	2	〃	
7	アルファ米（山菜）	50食	2	〃	
8	アルファ米（赤飯）	50食	2	〃	
9	保存用ビスケット	5枚×60食	2	〃	
10	えいようかん	5本×20箱	2	〃	



# 資料編 3 災害情報の収集方法や連絡先

## 1 最寄りの避難所等の情報収集

アプリ名	概要	入手方法
静岡県総合防災アプリ	各種緊急情報の通知、ハザードマップの確認、平時の防災学習や避難トレーニングまで、災害時に幅広く役立つアプリ	 上記 QR コードでアクセス

## 2 気象情報の収集

テレビ、ラジオのほか、下記のサイトで気象情報等を入手することができます。

サイト名	概要	URL
国土交通省 川の防災情報	全国の雨量、河川水位、積雪情報などをリアルタイムで公開	<a href="https://www.river.go.jp/portal/#80">https://www.river.go.jp/portal/#80</a>
静岡県土木総合 防災情報 (サイボスレーダー)	静岡県の気象情報、雨量、河川水位、観測地点のライブカメラ映像など	<a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp/">http://sipos.pref.shizuoka.jp/</a>
気象庁	気象庁が発表する気象情報、地震・津波情報を掲載	<a href="http://www.jma.go.jp/jma/index.html">http://www.jma.go.jp/jma/index.html</a>
静岡県の土砂災害情報	土砂災害危険箇所マップ、土砂災害警戒区域、特別警戒区域マップなど掲載	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/sabouka/dosyasaigaijohoumap.html">http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/sabouka/dosyasaigaijohoumap.html</a>

## 3 市が発信する避難情報等の情報収集

サイト名	概要	登録、受信方法など
みしまるホットメール	三島市が行っている登録制のメール配信サービス。避難情報や災害等に関し緊急情報を配信する。また、防犯情報やイベント・お出かけ情報など、様々な情報を選択して受信することが可能。※登録は無料ですが、メールの送受信は負担となります。	<b>【登録方法】</b> 下記アドレスかQRコードで空メールを送信して登録 ・メールアドレス <a href="mailto:mishima-entry@sbsrelief.isseimail.jp">mishima-entry@sbsrelief.isseimail.jp</a> ・QRコード 

サイト名	概要	登録、受信方法など
三島市地震・防災 情報トップ	三島市公式ホームページ内の 地震防災情報に関するページ。	三島市災害情報 <input type="button" value="検索"/> 
ライン	三島市公式ライン	三島市公式ライン <input type="button" value="検索"/> 
フェイスブック	三島市公式フェイスブック	三島市公式フェイスブック <input type="button" value="検索"/> 
ツイッター	三島市公式ツイッター	三島市公式ツイッター <input type="button" value="検索"/> 
FMラジオ	災害時に三島市が発信する緊 急情報をFM局が放送。	FMみしま・かなみ 77.7MHz
同報無線 (声の広報)	市内に設置している屋外スピー カーを用いた音声放送。	【同報無線テレフォンサービス】 同報無線（声の広報）で放送した内容（過 去 24 時間以内）の放送内容を電話で確認 できます。 ・フリーダイヤル 0120-212184（通話料無料） ・フリーダイヤルが利用 できない場合 055-975-2121（通話料有料）
防災ラジオ	同報無線（声の広報）を受信で きる「防災ラジオ」を販売。 	危機管理課にて 1 台 1,000 円で販売 ①AM・FM・同報無線が受信可能です。 ②同報無線の自動受信、ラジオ放送の自動 切換えができます。 ③電源は単三乾電池 3 本、家庭用 AC 電源 （100V）どちらも可能です。 ④LED ライト付きです。

## 4 緊急時の連絡先

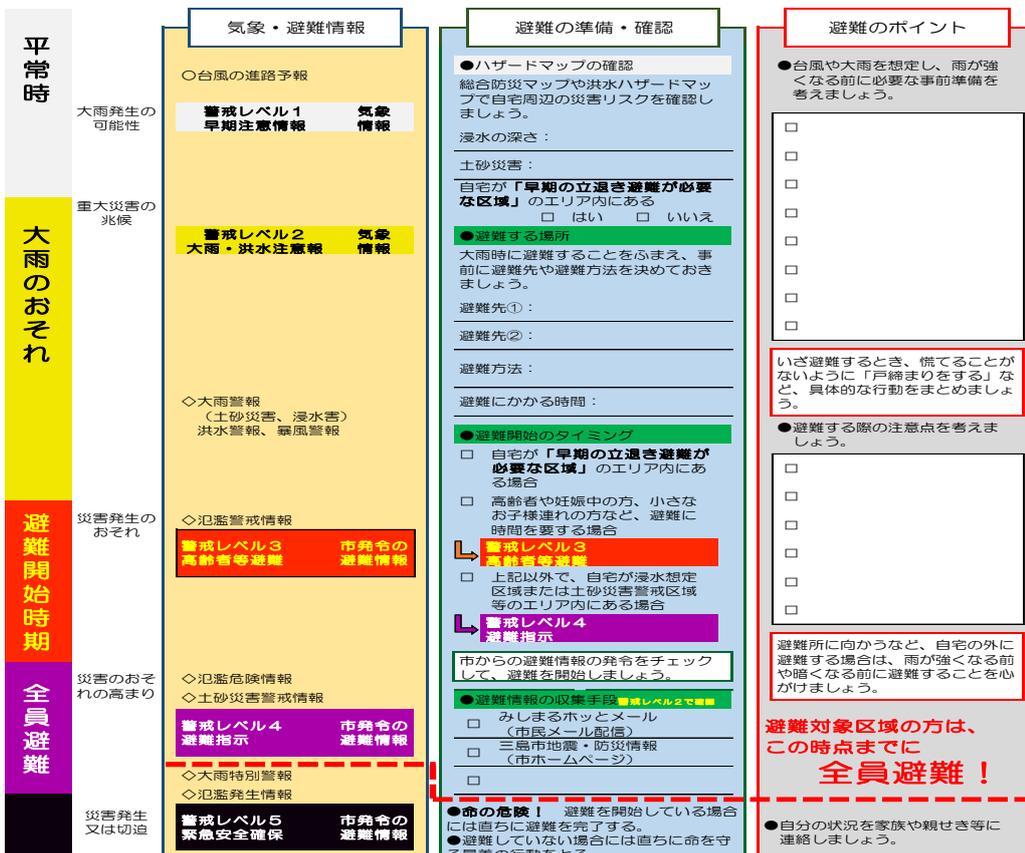
施設	要請、問い合わせ	電話番号	備考
三島市危機管理課	【三島市災害対策本部】 被害状況や避難情報等の市の対応等	055-983-2650	
三島市健康づくり課	【三島市医療救護対策本部】 医療救護病院、救護医院、救護所について	055-973-3700	
富士山南東消防本部	三島消防署	055-972-5800	
	災害テレホンサービス 火災や救助などの情報	055-983-0105	
	救急テレホンサービス	055-983-0116	
	火災や救急要請	119	
三島市社会福祉協議会	【市災害ボランティア本部】 被災者が必要としている支援やボランティアの募集	055-972-3221	
三島市水道課	断水の復旧状況や水道管の破裂等	055-983-2659	
三島市下水道課	下水道の復旧状況や下水道管の破裂等	055-983-2661	
東京電力カスタマーセンター	停電の復旧状況や電線の切断・垂れ下がり等	0120-995-007	平日・休日問わず 24H 対応
静岡ガス(株)東部支社	ガス供給の復旧状況やガス漏れの発見等	055-972-2811	
(株)NTT西日本	公衆電話等の機器の故障、電話線の切断・垂れ下がり等	113	平日・休日問わず 24H 対応
三島警察署	交通規制情報や犯罪の予防	055-981-0110	代表電話
伊豆箱根鉄道(株)	鉄道の運行状況	055-977-1201	
(株)FMみしま・かなみ	コミュニティエフエム	055-981-8600	
国土交通省沼津河川国道事務所	国の河川や道路の管理	055-934-2001	
静岡県沼津土木事務所	県の河川や道路の管理	055-920-2202	
静岡県東部地域局	県東部地域の災害対応	055-920-2180	

# 資料編 4 風水害の基本的な知識

## 1 避難情報の種類

種類	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難行動に時間を要する人... 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）は避難を開始しましょう（避難支援者は支援行動を開始）。</li> <li>●通常の避難行動ができる人...いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通常の避難行動ができる人...避難場所への避難をしましょう。ただし、ハザードマップ等で安全を確認できる場合には、親戚・知人宅への避難について、普段から検討しておきましょう。また、避難場所への移動がかえって危険と判断する場合は、屋内での安全確保（安全を確保できる場所に留まる、又は屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する）を行いましょ。</li> </ul>
緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	<p>既に災害が発生、又は切迫した状況です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●既に避難中の人...避難行動を直ちに完了しましょう。</li> <li>●避難していない避難対象の人...直ちに自らの命を守る最善の行動をとります（屋内の2階以上や斜面と反対側の部屋に逃げるなど）。</li> </ul>

## 2 警戒レベルととるべき行動（タイムライン）



# 資料編 5 地震（震度階級）

## 1 地震（震度階級）

震度階級	状況	震度階級	状況
震度 0	人は揺れを感じない。	震度 5 弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまると感じる。棚にある食器類や本が落ちることがある。
震度 1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	震度 5 強	物につかまらなると歩くことが難しい。固定していない家具が倒れることがある。
震度 2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。	震度 6 弱	立っていることが困難になる。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものが多くなる。
震度 3	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じる	震度 6 強	這わないと動けない。固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
震度 4	ほとんどの人が驚く。 電灯などのつりさげ物は大きく揺れる。	震度 7	耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建では、倒れるものが多くなる。

（気象庁「震度と揺れ等の状況（概要）」から抜粋して作成）

# 資料編 6 災害時の備え

## 1 備蓄品・非常持ち出し品

備蓄品	非常持出品
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工具セット</li> <li>■ サランラップ</li> <li>■ ビニール袋 (雨具・食物・トイレ)</li> <li>■ ランタン</li> <li>■ カセットコンロ (煮炊きできる)</li> <li>■ 給水ポリタンク (給水時便利)</li> <li>■ ベットのえさ</li> <li>■ ティッシュペーパー</li> <li>■ ウエットティッシュ</li> <li>■ ロープ</li> <li>■ 水のいらないシャンプー</li> <li>■ 携帯トイレ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 食糧品 (備蓄は7日分)</li> <li>■ 現金・貴重品</li> <li>■ お薬手帳</li> <li>■ 救急医療品 常備薬</li> <li>■ 厚手の手袋</li> <li>■ ライター・マッチ</li> <li>■ 生理用品</li> <li>■ 懐中電灯・携帯ラジオ</li> <li>■ 粉ミルク</li> <li>■ 携帯カイロ</li> <li>■ 飲料水 (備蓄は1人1日最低3リットル)</li> <li>■ 寝袋</li> <li>■ 衣服 (長袖・長ズボン)</li> <li>■ 防寒衣 (上下)</li> <li>■ 毛布</li> <li>■ 長靴</li> </ul>

## 2 災害時のトイレ対策

**携帯トイレ、どれくらいの数を備えたいの？** ※内閣府(防災担当)「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」より

めやすは **1人1日 5回分** × **(1週間) 7日分** × **家族の人数分**

ふだん、1日に何回トイレに行くか考えてみよう

1人につき…… **「1日5回分を1週間分」** をめやすに備蓄しよう

5人家族 だったら?  $5 \times 7 \times 5 = 175$  コ!

**災害用トイレの例**

携帯トイレの種類はおおまかに2パターン

- 吸水シートで水分を吸わせるタイプ
- 粉末状の凝固剤で固めるタイプ

携帯トイレ

※「携帯トイレ」とは災害用トイレのうち、既存のトイレ等に被せて用いるもので、便袋に吸収シートが付いたものや、便袋と凝固剤を併用するもの。(携帯トイレには様々な製品があります。)

**携帯トイレの使い方**

拭きつ物の捨て方は各市町が示すルールに従いましょう。

- 便座を上げて、ごみ袋(大きめの)をかぶせる
- 便座の上から携帯トイレの袋をかぶせる ※はずれないよう携帯トイレの袋のふちを便座の下にくるむようにはさむ
- 使用後、携帯トイレの袋のみはずして口をしぼる
- 密閉できる容器や袋に入れ、一般ごみと分別して保管

### 3 避難行動要支援者

#### (1) 避難行動要支援者とは

「災害時に、自力で避難することが困難で、避難所へ避難する際に家族以外の第三者による支援を必要とする方々」を言います。三島市では、在宅で生活し、下記のいずれかに該当する方を避難行動要支援者として定めています。

- ① 要介護認定3～5の方
- ② 身体障害者手帳1～2級の方
- ③ 精神障害保健福祉手帳1～2級の方
- ④ 療育手帳A判定の方
- ⑤ 難病患者の方
- ⑥ 一人暮らし高齢者（80歳）以上又は高齢者のみの世帯
- ⑦ 自治会が支援の必要があると認めた方